

## ももし学校支援本部 規約

### 第1条（名称）

この組織を「ももし学校支援本部」とする。

### 第2条（目的）

#### 桃四コミュニティスクールの基本理念

私たちは、子どもを愛し、子ども一人一人に笑顔が輝くよう心をつなげて、  
「桃四コミュニティスクール」を創造します。

ももし学校支援本部の目的は、桃四コミュニティスクールの基本理念に基づき、学校教育の一層の充実を図るために、学校と保護者、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに協力してその教育力を高め、子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものである。

### 第3条（方針）

- ももし学校支援本部は、学校長の依頼を受けて活動をおこなう。
- ももし学校支援本部は、学校の管理や人事に干渉しない。

### 第4条（活動内容）

ももし学校支援本部は、学校長の依頼・承認を受けて、次のような活動をおこなう。

- (1) 総合的な学習の時間の支援
- (2) 教科学習の支援
- (3) 学校環境の維持管理の支援
- (4) 学校安全のための支援
- (5) 土曜日学校等の充実
- (6) その他学校長が活動内容として認めたもの

### 第5条（組織）

ももし学校支援本部委員は、保護者の代表、地域の有識者、地域コーディネーター等、学校長が必要と認めた者で構成する。

### 第6条（任期）

ももし学校支援本部委員の任期は、当該の年度末までの1年間とし、再任は妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7条（役員と職務）

ももし学校支援本部には、委員の互選により次の役員を置く。

(1) 本部長 1名

本部長は、学校支援本部会議を主催し、支援本部を統括する。

(2) 副本部長 1～2名

副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故にある時は職務を代行する。

(3) 庶務・会計 2～4名

庶務・会計は、会議や活動のための案内状作成、会議の記録等をおこなう。

また、予算計画書、決算報告書の作成や出納の管理、会計事務等を担当する。

(4) 会計監査 2名

監査は、会計監査をおこなう。

## 第8条（会議）

ももし学校支援本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、支援本部室で開催する。この会議は出席可能な人数でも開催され、審議できるものとする。

## 第9条（守秘義務）

ももし学校支援本部委員には守秘義務があり、学校教育内容及び個人情報等、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。本職を退いた後も同様とする。

## 第10条（報告）

ももし学校支援本部は、桃四コミュニティスクール・運営協議会において、事業報告・決算報告をする。

## 第11条（その他）

この規約は、必要に応じて、学校長の承認を得て、改正することができる。

### （付則）

1) ももし学校支援本部の設立は、平成19年9月1日。

2) 本規約は、平成19年9月1日から施行する。

3) この改正は、平成23年4月1日から適用する。（第7条 役員と職務）

4) この改正は、平成26年4月1日から適用する。（第8条 会議）